十二　五級海技士（航海）第一種養成施設	一年以上	大学等にあっては高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者、高等専門学校及び高等学校にあっては中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者、中等教育学校にあっては小学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。	
十二の二　五級海技士（航海）第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	一年以上	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。	
（略）	（略）	（略）	（略）
十五　三級海技士（航海）第二種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	四月以上	四級海技士（航海）の資格についての海技免許を有するもの又はこれと同等以上の知識及び能力を有すると認められたものであって、修了時において三級海技士（航海）の海技試験について規則第二十五条に規定する乗船履歴を有することとなり、かつ、必要履修科目に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。	
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二　必要履修科目並びに教育時間等の教育の内容及び教育の方法の基準

一　教育の内容の基準

(一)・(二)　（略）

(三)　五級海技士（航海）第一種養成施設及び五級海技士（航海）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数	
（略）	（略）	（略）	（略）
	別表第一第十二号及び第十二号の二によるもの	別表第一第十九号によるもの	（略）

備考　（略）

(四)～(八)　（略）

二　（略）

十二　五級海技士（航海）第一種養成施設	一年以上	大学等にあっては高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者、高等専門学校及び高等学校にあっては中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者、中等教育学校にあっては小学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。	
（略）	（略）	（略）	（略）
十五　三級海技士（航海）第二種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	四月以上	四級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する者であって、修了時において三級海技士（航海）の海技試験について規則第二十五条に規定する乗船履歴を有することとなり、かつ、必要履修科目に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。	
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二　必要履修科目並びに教育時間等の教育の内容及び教育の方法の基準

一　教育の内容の基準

(一)・(二)　（略）

(三)　五級海技士（航海）第一種養成施設及び五級海技士（航海）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数	
（略）	（略）	（略）	（略）
	別表第一第十二号によるもの	別表第一第十九号によるもの	（略）

備考　（略）

(四)～(八)　（略）

二　（略）